

令和 3 年 7 月 20 日

令和 3 年 第10回 南区選挙管理委員会

議 題

1 議 案

議案第41号 選挙人名簿から抹消する者について

議案第42号 在外選挙人名簿から抹消する者について

議案第43号 在外選挙人名簿に登録する者について

議案第44号 在外選挙人名簿への登録の移転をする者について

2 報告事項

特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律等の施行について

3 その他

(1) 期日前投票所について

(2) 今後の委員会開催予定日時について

- ・ 令和 3 年 8 月 20 日 (金) 午前 10 時 00 分～
- ・ 令和 3 年 9 月 1 日 (水) 午前 10 時 00 分～

議案第41号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和3年7月20日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 光 安 力

- 1 死亡により抹消する者の数
262人
- 2 市外へ転出後4箇月を経過したことにより抹消する者の数
526人
- 3 抹消する者の氏名等
抹消者名簿のとおり
- 4 抹消年月日
令和3年7月20日

(根拠)

- ・議決及び告示 公職選挙法第28条の規定による。

【参考】公職選挙法(昭和25年 法律第100号) **※略文**

(登録の抹消)

第28条 選挙管理委員会は、選挙人名簿に登録されている者について次の場合に該当するときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。

- 一 死亡、日本国籍喪失を知ったとき。
- 二 当該市町村の区域内に住所を有しなくなった日後四箇月を経過したとき。 外

議案第42号

在外選挙人名簿から抹消する者について

在外選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和3年7月20日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 光 安 力

- 1 抹消する者の数
3人
- 2 抹消する者の氏名等
別紙のとおり
- 3 抹消年月日
令和3年7月20日

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第30条の11の規定による。

【参考】公職選挙法(昭和25年 法律第100号) **※略文**

(在外選挙人名簿の登録の抹消)

第30条の11 選挙管理委員会は、在外選挙人名簿登録者について次の場合に該当するときは、これらの者を直ちに在外選挙人名簿から抹消しなければならない。

- 一 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。
- 二 国内市町村において住民票が新たに作成された日後四箇月を経過するに至ったとき。 外

議案第43号

在外選挙人名簿に登録する者について

令和3年7月20日現在において在外選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり在外選挙人名簿に登録する。

令和3年7月20日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 光 安 力

- 1 登録する者の数
2 人
- 2 登録する者の氏名等
別紙のとおり
- 3 登録年月日
令和3年7月20日

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第30条の6第1項の規定による。

【参考】公職選挙法(昭和25年 法律第100号) ※略文

(在外選挙人名簿の登録)

第30条の6 選挙管理委員会は、申請者が在外選挙人名簿に登録される資格を有する者である場合には、遅滞なく、当該申請者を在外選挙人名簿に登録しなければならない。

議案第44号

在外選挙人名簿への登録の移転をする者について

在外選挙人名簿への登録の移転をされる資格を有する者を、次のとおり選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する。

令和3年7月20日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 光 安 力

- 1 選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する者の数
2人
- 2 選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する者の氏名等
別紙のとおり
- 3 抹消年月日
令和3年7月20日

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第30条の6第2項の規定による。

【参考】公職選挙法(昭和25年 法律第100号) **※略文**

(在外選挙人名簿の登録)

第30条の6

- 2 選挙管理委員会は、前条第四項の規定による申請をした者が当該市町村における第三十条の四第二項に定める在外選挙人名簿への登録の移転をされる資格を有する者である場合には、遅滞なく、当該申請をした者について在外選挙人名簿への登録の移転をしなければならない。

南区
選挙人名簿登録者数調

投票区	令和3年6月1日			抹消												移替						新規登録者数	年月日までの補正登録			令和3年7月20日						在外選挙人登録者数															
	登録者数			死亡			転出			在外選挙人名簿に登録移転			抹消者計			登録			抹消				登録者数						新規登録者数			移転登録者数			抹消者数			登録者数									
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計							
1 大楠西	2,402	3,183	5,585	1	1	2	6	9	15	0	0	0	7	10	17	26	23	49	19	31	50	0	0	0	0	0	0	2,402	3,165	5,567																	
2 大楠東	2,017	2,337	4,354	2	4	6	12	12	24	0	0	0	14	16	30	18	22	40	29	29	58	0	0	0	0	0	0	1,992	2,314	4,306																	
3 西高宮	2,905	3,402	6,307	2	4	6	12	9	21	0	0	0	14	13	27	9	18	27	18	13	31	0	0	0	0	0	0	2,882	3,394	6,276																	
4 長丘	3,866	4,695	8,561	2	7	9	3	2	5	0	0	0	5	9	14	16	23	39	25	22	47	0	0	0	0	0	0	3,852	4,687	8,539																	
5 長住	3,138	3,998	7,136	9	6	15	2	3	5	0	1	1	11	10	21	10	15	25	14	17	31	0	0	0	0	0	0	3,123	3,986	7,109																	
6 西長住	1,453	1,762	3,215	1	6	7	2	2	4	0	0	0	3	8	11	5	8	13	8	8	16	0	0	0	0	0	0	1,447	1,754	3,201																	
7 西花畑	2,873	3,248	6,121	3	6	9	10	6	16	0	0	0	13	12	25	19	16	35	18	24	42	0	0	0	0	0	0	2,861	3,228	6,089																	
8 皿山	1,934	2,236	4,170	4	4	8	4	2	6	0	0	0	8	6	14	5	8	13	3	7	10	0	0	0	0	0	0	1,928	2,231	4,159																	
9 花畑第一	3,045	3,476	6,521	5	2	7	6	3	9	0	0	0	11	5	16	21	21	42	12	10	22	0	0	0	0	0	0	3,043	3,482	6,525																	
10 花畑第二	1,749	2,090	3,839	1	4	5	1	3	4	0	0	0	2	7	9	12	5	17	7	10	17	0	0	0	0	0	0	1,752	2,078	3,830																	
11 柏原	3,527	4,004	7,531	4	6	10	7	3	10	0	0	0	11	9	20	16	14	30	11	9	20	0	0	0	0	0	0	3,521	4,000	7,521																	
12 東花畑	2,384	2,790	5,174	5	5	10	2	4	6	0	0	0	7	9	16	20	22	42	5	8	13	0	0	0	0	0	0	2,392	2,795	5,187																	
13 野多目南	1,739	2,137	3,876	4	2	6	5	5	10	0	0	0	9	7	16	10	15	25	9	4	13	0	0	0	0	0	0	1,731	2,141	3,872																	
14 三宅第一	3,495	3,898	7,393	5	5	10	8	11	19	0	0	0	13	16	29	15	16	31	15	23	38	0	0	0	0	0	0	3,482	3,875	7,357																	
15 三宅第二	3,134	3,970	7,104	4	3	7	14	24	38	0	1	1	18	28	46	22	31	53	24	38	62	0	0	0	0	0	0	3,114	3,935	7,049																	
16 筑紫丘第一	2,463	2,969	5,432	2	1	3	5	5	10	0	0	0	7	6	13	12	19	31	12	12	24	0	0	0	0	0	0	2,456	2,970	5,426																	
17 筑紫丘第二	1,168	1,379	2,547	0	1	1	1	0	1	0	0	0	1	1	2	6	5	11	1	2	3	0	0	0	0	0	0	1,172	1,381	2,553																	
18 東若久	2,927	3,320	6,247	8	8	16	3	3	6	0	0	0	11	11	22	11	12	23	13	13	26	0	0	0	0	0	0	2,914	3,308	6,222																	
19 若久	3,477	4,381	7,858	3	3	6	2	4	6	0	0	0	5	7	12	26	32	58	19	22	41	0	0	0	0	0	0	3,479	4,384	7,863																	
20 玉川第一	3,782	4,992	8,774	3	3	6	18	17	35	0	0	0	21	20	41	29	40	69	43	59	102	0	0	0	0	0	0	3,747	4,953	8,700																	
21 玉川第二	1,739	2,302	4,041	2	1	3	8	9	17	0	0	0	10	10	20	22	27	49	20	29	49	0	0	0	0	0	0	1,731	2,290	4,021	1	1	2	0	2	2	3	0	3	46	78	124					
22 玉川第三	3,190	3,536	6,726	4	1	5	9	5	14	0	0	0	13	6	19	27	20	47	29	31	60	0	0	0	0	0	0	3,175	3,519	6,694	※玉川第二を指定在外選挙投票区に指定 (法30条の3②) (福岡県第2区の選挙区に属する区域)																
23 塩原	3,250	3,864	7,114	3	3	6	6	9	15	0	0	0	9	12	21	29	24	53	21	26	47	0	0	0	0	0	0	3,249	3,850	7,099																	
24 宮竹第一	3,334	3,478	6,812	4	4	8	15	13	28	0	0	0	19	17	36	16	17	33	31	22	53	0	0	0	0	0	0	3,300	3,456	6,756																	
25 宮竹第二	2,004	2,093	4,097	2	0	2	5	8	13	0	0	0	7	8	15	25	15	40	13	9	22	0	0	0	0	0	0	2,009	2,091	4,100																	
26 高木	1,943	2,122	4,065	4	0	4	10	9	19	0	0	0	14	9	23	18	15	33	13	9	22	0	0	0	0	0	0	1,934	2,119	4,053																	
27 井尻第一	1,000	1,084	2,084	1	0	1	4	3	7	0	0	0	5	3	8	7	6	13	10	18	28	0	0	0	0	0	0	992	1,069	2,061																	
28 井尻第二	1,110	1,292	2,402	0	2	2	6	2	8	0	0	0	6	4	10	11	17	28	7	7	14	0	0	0	0	0	0	1,108	1,298	2,406																	
29 臼佐	2,852	3,098	5,950	5	5	10	10	8	18	0	0	0	15	13	28	18	14	32	7	16	23	0	0	0	0	0	0	2,848	3,083	5,931																	
30 大池	1,768	2,055	3,823	3	1	4	3	5	8	0	0	0	6	6	12	11	18	29	5	5	10	0	0	0	0	0	0	1,768	2,062	3,830																	
31 寺塚	1,969	2,400	4,369	2	10	12	3	3	6	0	0	0	5	13	18	13	11	24	11	8	19	0	0	0	0	0	0	1,966	2,390	4,356																	
32 東高宮	3,751	5,090	8,841	1	8	9	10	18	28	0	0	0	11	26	37	36	47	83	20	25	45	0	0	0	0	0	0	3,756	5,086	8,842																	
33 横手	3,371	3,657	7,028	3	3	6	15	14	29	0	0	0	18	17	35	21	14	35	25	25	50	0	0	0	0	0	0	3,349	3,629	6,978																	
34 野多目北	2,565	3,051	5,616	6	3	9	3	6	9	0	0	0	9	9	18	7	13	20	11	12	23	0	0	0	0	0	0	2,552	3,043	5,595																	
35 鶴田	2,785	3,154	5,939	5	5	10	3	4	7	0	0	0	8	9	17	8	10	18	15	13	28	0	0	0	0	0	0	2,770	3,142	5,912	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	6	11				
36 老司	3,283	3,855	7,138	5	4	9	6	7	13	0	0	0	11	11	22	16	18	34	13	12	25	0	0	0	0	0	0	3,275	3,850	7,125																	
37 弥永	2,351	2,813	5,164	3	2	5	4	8	12	0	0	0	7	10	17	8	8	16	9	7	16	0	0	0	0	0	0	2,343	2,804	5,147														※老司を指定在外選挙投票区に指定 (法30条の3②) (福岡県第5区の選挙区に属する区域)			
38 弥永西	3,345	3,642	6,987	7	1	8	13	12	25	0	0	0	20	13	33	25	19	44	23	18	41	0	0	0	0	0	0	3,327	3,630	6,957	1	1	2	0	2	2	3	0	3	51	84	135					
計	99,088	116,853	215,941	128	134	262	256	270	526	0	2	2	384	406	790	626	678	1,304	588	653	1,241	0	0	0	0	0	0	98,742	116,472	215,214																	

総行選第 35 号

令和 3 年 6 月 18 日

各 都 道 府 県 知 事
各都道府県選挙管理委員会委員長
各 指 定 都 市 市 長
各指定都市選挙管理委員会委員長

} 殿

総 務 大 臣

特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律等の
施行について（通知）

第 204 回国会において成立をみた特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律（令和 3 年法律第 82 号。以下「特例法」という。）が本日公布され、公布の日から起算して 5 日を経過した日（令和 3 年 6 月 23 日）から施行されます。また、これに伴い、特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律施行令（以下「特例令」という。）及び特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律施行規則（以下「特例則」という。）についても、それぞれ令和 3 年政令第 175 号及び令和 3 年総務省令第 61 号をもって、ともに本日公布され、特例法の施行の日から施行されます。

貴職におかれましては、特例法、特例令及び特例則の内容を十分御理解されとともに、その運用に遺漏のないよう、下記事項に御留意の上、各都道府県知事及び各都道府県選挙管理委員会委員長におかれましては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村長及び市区町村の選挙管理委員会委員長に対しても、格別の御配慮をお願いいたします。

また、特例法、特例令及び特例則の運用については、別途通知するので、参考としてください。

記

第1 趣旨

特例法は、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。第2及び第5において同じ。）及びそのまん延防止のための措置の影響により、特定患者等が投票をすることが困難となっている現状に鑑み、当分の間の措置として、特定患者等の郵便等（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第49条第2項に規定する郵便等をいう。以下同じ。）を用いて行う投票方法について、公職選挙法の特例を定めるものとされたこと。（特例法第1条関係）

第2 定義

特例法において「特定患者等」とは、新型コロナウイルス感染症の患者又は新型コロナウイルス感染症の病原体に感染したおそれのある者であって、次のいずれかに該当するものをいうものとされたこと。（特例法第2条関係）

- ① 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第44条の3第2項又は検疫法（昭和26年法律第201号）第14条第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定による宿泊施設又は当該者の居宅若しくはこれに相当する場所から外出しないことの求め（第3において「外出自粛要請」という。）を受けた者
- ② 検疫法第14条第1項第1号又は第2号に掲げる措置（第3において「隔離・停留の措置」という。）により宿泊施設内に収容されている者

第3 特例郵便等投票

- 1 選挙人で特定患者等であるもの（以下「特定患者等選挙人」という。）の投票（在外選挙人名簿に登録されている選挙人（公職選挙法第49条の2第1項に規定する政令で定めるものを除く。）にあつては、衆議院議員又は参議院議員の選挙における投票に限る。）については、政令で定めるところにより、その現在する場所において投票用紙に投票の記載をし、これを郵便等により送付する方法により行わせることができるものとされたこと。（特例法第3条第1項関係）

具体的には、次の2から4までによるものであること。

- 2 1による投票（以下「特例郵便等投票」という。）をしようとする特定患者等選挙人は、請求の時ににおいて外出自粛要請又は隔離・停留の措置に係る期間（以下「外出自粛要請等期間」という。）が投票をしようとする選挙の期日の公示又

は告示の日の翌日から当該選挙の当日までの期間（以下「選挙期間」という。）にかかると見込まれるときは、当該選挙の期日前4日までに、その登録されている選挙人名簿又は在外選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に対して、当該特定患者等選挙人が署名（点字によるものを除く。）をした文書により、かつ、外出自粛要請又は隔離・停留の措置に係る書面を提示して、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求することができるものとされたこと。ただし、当該書面の提示をすることができない特別の事情があり、かつ、理由を付してその旨を申し出た場合において、当該市町村の選挙管理委員会の委員長が第4による情報の提供を受けて当該特定患者等選挙人が特定患者等である旨及び請求の時に外出自粛要請等期間が選挙期間にかかると見込まれる旨の確認をすることができるときは、当該確認をもって当該書面の提示に代えることができるものとされたこと。（特例法第3条第2項及び特例令第1条第1項関係）

なお、次に掲げる特定患者等選挙人が上記の請求をする場合（①に掲げる者にあつては都道府県の議会の議員又は長の選挙において当該請求をする場合に、③に掲げる者にあつては衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙において当該請求をする場合に、④に掲げる者にあつては衆議院議員又は参議院議員の選挙において当該請求をする場合に限る。）には、当該市町村の選挙管理委員会の委員長に、それぞれ次に定める措置をとらなければならないものとされたこと。（特例令第1条第2項関係）

- ① 公職選挙法第9条第3項の規定により都道府県の議会の議員又は長の選挙の選挙権を有する特定患者等選挙人 引続居住証明書類の提示又は引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することの確認の申請
 - ② 選挙人名簿登録証明書の交付を受けている船員である特定患者等選挙人 当該選挙人名簿登録証明書の提示
 - ③ 南極選挙人証の交付を受けている特定患者等選挙人 当該南極選挙人証の提示
 - ④ 在外選挙人証の交付を受けている特定患者等選挙人（当該特定患者等選挙人のうち選挙人名簿に登録されているもので公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第65条の2に規定する者を除く。） 当該在外選挙人証の提示
- 3 市町村の選挙管理委員会の委員長は、2による投票用紙及び投票用封筒の請求を受けた場合において、その選挙に用いるべき選挙人名簿若しくはその抄本又は在外選挙人名簿若しくはその抄本と対照して（都道府県の議会の議員又は長の選挙において、2の①に掲げる者にあつては、併せて、その者について、2により

提示された引続居住証明書類を確認し、又は住民基本台帳法第30条の10第1項の規定により地方公共団体情報システム機構から提供を受けた機構保存本人確認情報に基づき引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することを確認して）、その請求をした選挙人が特定患者等選挙人に該当し、かつ、特例法第3条第2項本文に規定するときに該当すると認めたときは、投票用封筒の表面に当該選挙の種類を記入し、直ちに（選挙の期日の公示又は告示の日以前に請求を受けた場合には、当該選挙の期日の公示又は告示の日以前において市町村の選挙管理委員会の定める日以後直ちに）投票用紙及び投票用封筒を当該選挙人に郵便等をもって発送しなければならないものとされたこと。この場合において、2により選挙人名簿登録証明書、南極選挙人証又は在外選挙人証の提示を受けたときは、当該選挙人名簿登録証明書、南極選挙人証又は在外選挙人証に、当該選挙の種類及び期日並びに当該選挙の特例郵便等投票の投票用紙及び投票用封筒を交付した旨を記入しなければならないものとされたこと。（特例令第1条第3項関係）

- 4 特例郵便等投票の方法について、公職選挙法施行令における郵便等による不在者投票の方法に関する規定（同令第59条の5）を準用することとされたこと。（特例令第1条第4項関係）

第4 情報の提供

都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長）及び検疫所長は、市町村の選挙管理委員会の委員長から特例郵便等投票に係る情報の提供の求めがあったときその他特例郵便等投票に関する事務の円滑な実施のために必要があると認めるときは、市町村の選挙管理委員会の委員長に対して、当該事務の実施に必要な範囲内において、当該事務に必要な情報を提供することができるものとされたこと。（特例法第4条関係）

第5 特定患者等選挙人の努力

特定患者等選挙人は、特例郵便等投票を行うに当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染の拡大の防止に努めなければならないものとされたこと。（特例法第5条関係）

第6 罰則

特例郵便等投票については、特定患者等選挙人が投票の記載の準備に着手してから投票を記載した投票用紙を郵便等により送付するためこれを封入するまでの間における当該投票に関する行為を行う場所を投票所とみなして、公職選挙法第228条

第 1 項及び第 234 条中同項に係る部分の規定を適用するものとされたこと。（特例法第 6 条関係）

第 7 郵便等による送付に要する費用の負担

- 1 衆議院議員又は参議院議員の選挙に関する第 3 により行われる郵便等による送付に要する費用については、国庫の負担とするものとされたこと。（特例法第 7 条第 1 項関係）
- 2 地方公共団体の議会の議員又は長の選挙に関する第 3 により行われる郵便等による送付に要する費用については、当該地方公共団体の負担とするものとされたこと。（特例法第 7 条第 2 項関係）

第 8 事務の区分

- 1 特例法の規定及び特例法の規定により読み替えて適用する公職選挙法の規定並びに特例令及び特例令の規定により準用し、又は読み替えて適用する公職選挙法施行令の規定により、衆議院議員又は参議院議員の選挙に関し、都道府県又は市町村が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第一号法定受託事務とするものとされたこと。（特例法第 11 条第 1 項及び特例令第 3 条第 1 項関係）
- 2 特例法の規定及び特例法の規定により読み替えて適用する公職選挙法の規定並びに特例令及び特例令の規定により準用し、又は読み替えて適用する公職選挙法施行令の規定により、都道府県の議会の議員又は長の選挙に関し、市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第 2 条第 9 項第 2 号に規定する第二号法定受託事務とするものとされたこと。（特例法第 11 条第 2 項及び特例令第 3 条第 2 項関係）

第 9 様式等

- 1 特例郵便等投票に係る投票用紙及び投票用封筒の請求書の様式が定められたこと。（特例則第 1 条関係）
- 2 特例郵便等投票に係る投票用封筒の様式は、公職選挙法施行規則（昭和 25 年総理府令第 13 号）における郵便等による不在者投票に係る投票用封筒の様式によるものとされたこと。（特例則第 2 条関係）
- 3 特例法の規定の適用を受ける選挙の投票に係る不在者投票に関する調書の様式が定められたこと。（特例則第 3 条関係）

第 10 施行期日等

- 1 特例法は公布の日から起算して 5 日を経過した日（令和 3 年 6 月 23 日）から施行するものとし、特例令及び特例則についても同日から施行するものとされたこと。（特例法附則第 1 項、特例令附則第 1 項及び特例則附則第 1 項関係）
- 2 特例法、特例令及び特例則の規定は、施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用するものとされたこと。（特例法附則第 2 項、特例令附則第 2 項及び特例則附則第 2 項関係）
- 3 その他所要の規定の整理を行うものとされたこと。

特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律

(趣旨)

第一条 この法律は、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。次条及び第五条において同じ。）及びそのまん延防止のための措置の影響により、特定患者等が投票をすることが困難となつている現状に鑑み、当分の間の措置として、特定患者等の郵便等（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四十九条第二項に規定する郵便等をいう。以下同じ。）を用いて行う投票方法について、同法の特例を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において「特定患者等」とは、新型コロナウイルス感染症の患者又は新型コロナウイルス感染症の病原体に感染したおそれのある者であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

- 一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第四十四条の三第二項又は検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）第十四条第一項（第三号に係る部分に限る。）の

一

二

規定による宿泊施設（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四十四条の三第二項に規定する宿泊施設をいう。次号において同じ。）又は当該者の居宅若しくはこれに相当する場所から外出しないことの求め（次条第二項において「外出自粛要請」という。）を受けた者

- 二 検疫法第十四条第一項第一号又は第二号に掲げる措置（次条第二項において「隔離・停留の措置」という。）により宿泊施設内に収容されている者

(特例郵便等投票)

第三条 選挙人で特定患者等であるもの（以下「特定患者等選挙人」という。）の投票（在外選挙人名簿に登録されている選挙人（公職選挙法第四十九条の二第一項に規定する政令で定めるものを除く。）にあつては、衆議院議員又は参議院議員の選挙における投票に限る。）については、同法第四十八条の二第一項及び第四十九条第一項の規定によるほか、政令で定めるところにより、同法第四十二条第一項ただし書、第四十四条、第四十五条、第四十六条第一項から第三項まで、第四十八条及び第五十条の規定にかかわらず、その現在する場所において投票用紙に投票の記載をし、これを郵便等により送付する方法により行わせることができる。

2 前項の規定による投票（以下「特例郵便等投票」という。）をしようとする特定患者等選挙人は、請求の時に外出自粛要請又は隔離・停留の措置に係る期間（以下この項において「外出自粛要請等期間」という。）が投票をしようとする選挙の期日の公示又は告示の日の翌日から当該選挙の当日までの期間（以下この項において「選挙期間」という。）にかかると見込まれるときは、当該選挙の期日前四日までに、その登録されている選挙人名簿又は在外選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に対して、当該特定患者等選挙人が署名をした文書により、かつ、外出自粛要請又は隔離・停留の措置に係る書面を提示して、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求するものとする。ただし、当該書面の提示をすることができない特別の事情があり、かつ、理由を付してその旨を申し出た場合において、当該市町村の選挙管理委員会の委員長が次条の規定による情報の提供を受けて当該特定患者等選挙人が特定患者等である旨及び請求の時に外出自粛要請等期間が選挙期間にかかると見込まれる旨の確認をすることができるときは、当該確認をもって当該書面の提示に代えることができる。

（情報の提供）

第四条 都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長）及び検疫所長は、市町

三

四

村の選挙管理委員会の委員長から特例郵便等投票に係る情報の提供の求めがあつたときその他特例郵便等投票に関する事務の円滑な実施のために必要があると認めるときは、市町村の選挙管理委員会の委員長に対して、当該事務の実施に必要な範囲内において、当該事務に必要な情報を提供することができる。

（特定患者等選挙人の努力）

第五条 特定患者等選挙人は、特例郵便等投票を行うに当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染の拡大の防止に努めなければならない。

（罰則）

第六条 特例郵便等投票については、特定患者等選挙人が投票の記載の準備に着手してから投票を記載した投票用紙を郵便等により送付するためこれを封入するまでの間における当該投票に関する行為を行う場所を投票所とみなして、公職選挙法第二百二十八条第一項及び第二百三十四条中同項に係る部分の規定を適用する。

（郵便等による送付に要する費用の負担）

第七条 衆議院議員又は参議院議員の選挙に関する第三条第一項の規定により行われる郵便等による送付に

要する費用については、国庫の負担とする。

- 2 地方公共団体の議会の議員又は長の選挙に関する第三条第一項の規定により行われる郵便等による送付に要する費用については、当該地方公共団体の負担とする。

(指定都市の区及び総合区に対するこの法律の適用)

第八条 衆議院議員、参議院議員、都道府県の議会の議員及び長の選挙並びに指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下この条において同じ。）の議会の議員及び長の選挙に関する第三条第二項及び第四条の規定の適用については、指定都市においては、区及び総合区の選挙管理委員会の委員長を市の選挙管理委員会の委員長とみなす。

(公職選挙法等の規定の適用)

第九条 特例郵便等投票に関する次の表の第一欄に掲げる法律の規定の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

公職選挙法	第五条の四第一項	この法律又はこの法律に基づく政令	この法律若しくは特定患者等の郵便等を用いて行
-------	----------	------------------	------------------------

五

六

			う投票方法の特例に関する法律（以下「郵便等投票特例法」という。）又はこれらの法律に基づく政令
	第五条の四第二項及び第三項並びに第五条の五第一項	この法律又はこの法律に基づく政令	この法律若しくは郵便等投票特例法又はこれらの法律に基づく政令
	第五条の五第二項	この法律	この法律又は郵便等投票特例法
	第五条の五第三項及び第四項、第五条の八第一項から第三項	この法律又はこの法律に基づく政令	この法律若しくは郵便等投票特例法又はこれらの法律に基づく政令

	まで並びに第五条の九第一項、第二項及び第四項		
	第三十七条第七項	第四十九条	第四十九条及び郵便等投票特例法第三条第一項
	第四十六条の二第二項	第四十九条	第四十九条並びに郵便等投票特例法第三条第一項
	第二百一条の二	その他の規定	その他の規定及び郵便等投票特例法の規定
	第二百六十四条の二、第二百六十五条、第二百六十六条第二項、第二百六十七条	この法律	この法律及び郵便等投票特例法

七

国会議員の選挙等の執行 経費の基準に関する法律 (昭和二十五年法律第七十九号)	及び第二百六十八条		
	第二百七十条第一項及び第二百七十条の三	この法律又はこの法律に基づく命令	この法律若しくは郵便等投票特例法又はこれらの法律に基づく命令
	第十三条第九項	在外投票	在外投票若しくは特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律第三条第一項の規定による投票
		同法第四十九条第二項	公職選挙法第四十九条第二項又は特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律第

八

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律（平成二十三年法律第四百十七号）	第三条	第五十条第三項及び第五項	三条第一項 第五十条第三項及び第五項並びに特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律第三条第一項
		同法第四十五条	公職選挙法第四十五条

（命令への委任）

第十条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、命令で定める。

（事務の区分）

第十一条 この法律の規定及びこの法律の規定により読み替えて適用する公職選挙法の規定により、衆議院議員又は参議院議員の選挙に関し、都道府県又は市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

九

一〇

2 この法律の規定及びこの法律の規定により読み替えて適用する公職選挙法の規定により、都道府県の議会の議員又は長の選挙に関し、市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第二号に規定する第二号法定受託事務とする。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して五日を経過した日から施行する。

（適用区分）

2 この法律の規定は、この法律の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用する。

（地方自治法の一部改正）

3 地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律（令	この法律の規定及びこの法律の規定により読み替えて適用する公職選挙法の規定により、衆議院議員又は参議院議員の選挙に
--------------------------------	--

和三年法律第八十二号)	関し、都道府県又は市町村が処理することとされている事務
-------------	-----------------------------

別表第二に次のように加える。

特定患者等の郵便等を用いて行う 投票方法の特例に関する法律（令 和三年法律第八十二号）	この法律の規定及びこの法律の規定により読み替えて適用する 公職選挙法の規定により、都道府県の議会の議員又は長の選挙 に関し、市町村が処理することとされている事務
---	--

（住民基本台帳法の一部改正）

4 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二の二の項中「又は第四十九条」を「若しくは第四十九条又は特定患者等の郵便等を用いて行う

投票方法の特例に関する法律（令和三年法律第八十二号）第三条第一項」に改める。

一 一

一 二

理 由

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、特定患者等が投票をすることが困難となっている現状に鑑み、当分の間の措置として、特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法について、公職選挙法の特例を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養等されている方へ

特例郵便等投票ができます

新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養等をしている方で、一定の要件に該当する方は、令和3年6月23日以後にその期日を公示又は告示される選挙から「特例郵便等投票」ができます。

1 特例郵便等投票の対象となる方

◆以下に示す「特定患者等」に該当する選挙人で、投票用紙等の請求時において、外出自粛要請又は隔離・停留の措置に係る期間が投票をしようとする選挙の期日の公示又は告示の日の翌日から当該選挙の当日までの期間にかかると見込まれる方は、特例郵便等投票ができます。

「特定患者等」とは、

- ① 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第44条の3第2項又は検疫法第14条第1項第3号の規定による外出自粛要請を受けた方
- ② 検疫法第14条第1項第1号又は第2号に掲げる措置（隔離・停留の措置）により宿泊施設内に收容されている方

※ 在外選挙人名簿に登録されている方が、上記①又は②に該当することとなった場合も対象となります（衆議院議員又は参議院議員の選挙における投票に限りません。）。

2 手続の概要

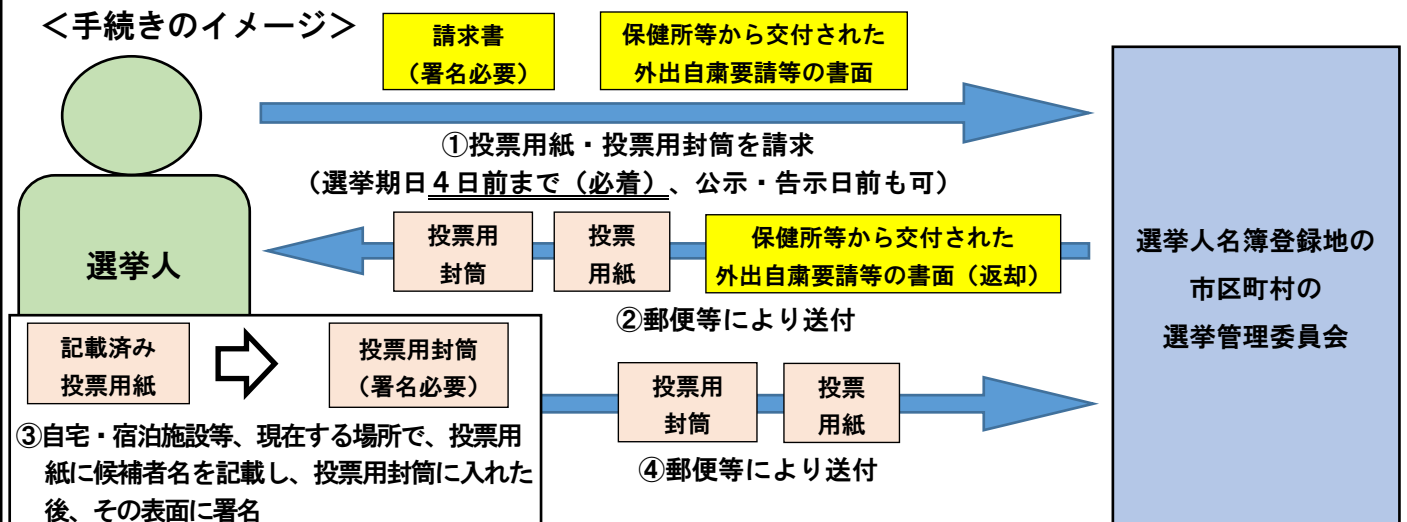
◆特例郵便等投票の対象となる方で、特例郵便等投票をご希望される方は、投票しようとする選挙の選挙期日（投票日当日）の4日前までに（必着）、選挙人名簿又は在外選挙人名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会に「1①の外出自粛要請、又は1②の隔離・停留の措置に係る書面（以下「外出自粛要請等の書面」といいます。）」を添付した「請求書（本人の署名が必要です。）」を郵便等で送付することにより、投票用紙等を請求していただくことが必要です。

※ 請求書の様式は、各市区町村の選挙管理委員会のウェブサイト等に掲載されています。各市区町村の選挙管理委員会から、電話等により取り寄せることも可能です。

※ 在外選挙人証、選挙人名簿登録証明書又は南極選挙人証の交付を受けている方が投票用紙等の請求をする場合には、それらも請求書に添付していただく必要があります。

◆「外出自粛要請等の書面」が交付されていない等、「外出自粛要請等の書面」を添付できない特別の事情がある場合は、その旨を理由を付して「請求書」にご記載いただければ、当該書面の添付がなくても投票用紙等を請求することが可能です（請求を受けた市区町村の選挙管理委員会が保健所や検疫所から情報提供を受けて、特例郵便等投票の対象者であることを確認できることが条件となります。）。

<手続きのイメージ>



3 注意事項

- ◆感染拡大防止の観点から、特例郵便等投票の手続を行う際には、別添「投票用紙等の請求手続について」及び「投票の手続について」に記載されている対策を実施してください。
- ◆特定患者等の方は外出自粛要請等がなされておりますので、郵便ポストに「請求書」や「投票用紙等」を投かんする際には、同居人、知人等（患者ではない方）にご依頼ください。
※ 濃厚接触者の方がポストに投かんすることは可能です。ただし、せっけんでの手洗いやアルコール消毒をし、マスクを着用して、他者との接触を避けるようにしてください。
- ◆投票用紙等を請求された後に、宿泊・自宅療養等期間が経過したため特例郵便等投票ではなく投票所で投票したいという方は、郵便等で送付された投票用紙等一式を投票所に持参し返却していただく必要があります。
- ◆ご不明な点は、各市区町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。

4 罰則

- ◆特例郵便等投票の手続においては、公正確保のため、他人の投票に対する干渉や、なりすまし等詐偽の方法による投票について、公職選挙法上の罰則（投票干渉罪（1年以下の禁錮又は30万円以下の罰金）、詐偽投票罪（2年以下の禁錮又は30万円以下の罰金））が設けられています。

「濃厚接触者の方の投票について」

- ◆新型コロナウイルス感染症患者のご家族等の方は、濃厚接触者に当たる可能性があります。
- ◆濃厚接触者の方は、特例郵便等投票の対象ではありません。
投票のために外出することは「不要不急の外出」には当たらず、投票所等において投票していただいて差し支えありません。
- ◆ただし、せっけんでの手洗いやアルコール消毒をし、マスクを着用いただくといった必要な感染拡大防止対策等にご協力をお願いします。ご不明な点等がある場合は、お住まいの地域を所管する保健所又は各市区町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。

★総務省
特例郵便等投票制度
周知ホームページ



新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養等されている方へ

投票用紙等の請求手続について

特例郵便等投票をする方は、以下の方法により投票用紙及び投票用封筒を選挙管理委員会に請求いただく必要があります。

- ①特例郵便等投票の投票用紙等の請求を、請求書により行ってください。また、請求書を郵送する際は、料金受取人払の宛名表示がされた封筒により郵送をお願いします。

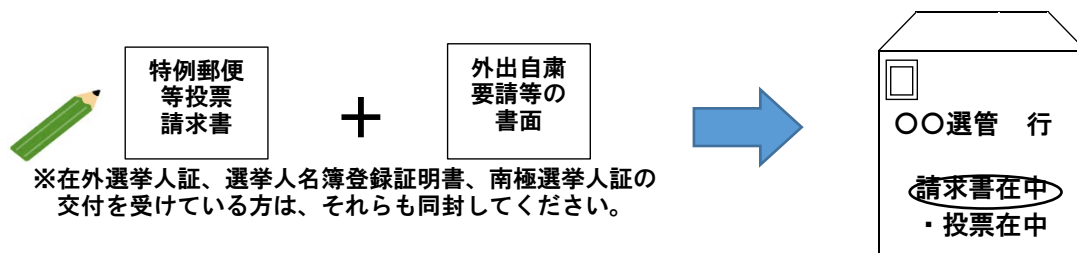
※ 請求書及び料金受取人払の宛名表示の様式は、各市区町村の選挙管理委員会のウェブサイト等に掲載されています。ダウンロード及び印刷をしていただき、料金受取人払の宛名表示については、私製の封筒に貼り付けてください。各市区町村の選挙管理委員会に、電話等により請求書等を請求いただくことも可能です。

一連の作業をされる前に、必ずせっけんでの手洗いやアルコール消毒をしてください。

また、出来る限りマスクをつけ、清潔な使い捨てのビニール手袋を着けるようにしてください。



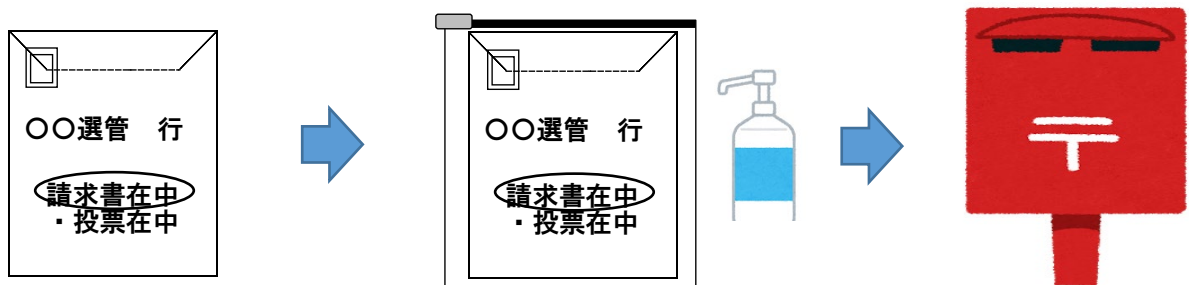
- ②請求書に記入し、外出自粛要請等の書面とともに料金受取人払の宛名表示がされた封筒に封入し、当該封筒の表面の「請求書在中」に○を付けてください。



- ③請求書等を入れた封筒を、書いた宛名がわかるようにファスナー付きの透明のケース等に封入し、表面をアルコール消毒液を吹きかけて拭きとる等により消毒してください。その上で、同居人、知人等（患者ではない方）に投かんを依頼してください。

※ 日本郵便株式会社からファスナー付きの透明のケース等に入れていただくよう依頼を受けているため、ご協力をお願いします。ファスナー付きの透明のケース等の入手が困難な場合は、自宅にある透明のケース、袋等に入れ、テープ等で密封し、表面を消毒してください。同居人等へ封筒を渡す際は、ドアの前に置くなど接触しないようにしてください（忘れず速やかに投かんしてください）。同居人等は、必ず作業前後にせっけんでの手洗いやアルコール消毒をするとともに、マスク着用（出来る限り清潔な使い捨てのビニール手袋の着用）をお願いします。

※ 濃厚接触者の方がポストに投かんすることは可能です。ただし、せっけんでの手洗いやアルコール消毒をし、マスクを着用して、他者との接触を避けるようにしてください。



※ 法律上、特定患者等選挙人の方は、特例郵便等投票を行うに当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染の拡大防止に努めなければならないこととされています（特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律第5条）。

新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養等されている方へ

投票の手続について

特例郵便等投票をするために投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた方は、以下の方法により投票用紙等を返送いただく必要があります。

①投票用紙等の交付を受けた方は、自ら投票用紙に候補者名（※）を記載してください。

※ 衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては一の衆議院名簿届出政党等の名称又は略称、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては参議院名簿登載者一人の氏名又は一の参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称。

一連の作業をされる前に、必ずせっけんでの手洗いやアルコール消毒をしてください。

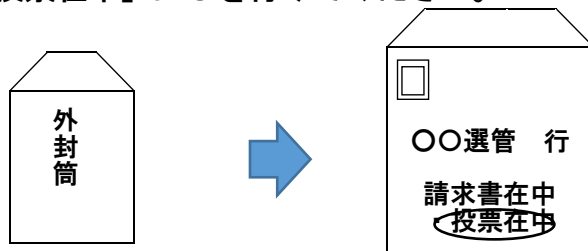
また、出来る限りマスクをつけ、清潔な使い捨てのビニール手袋を着けるようにしてください。



②記載済みの投票用紙を内封筒に封入し、更に外封筒に封入してください。外封筒の表面に投票の記載の年月日及び場所を記載し、氏名欄に自ら署名してください。



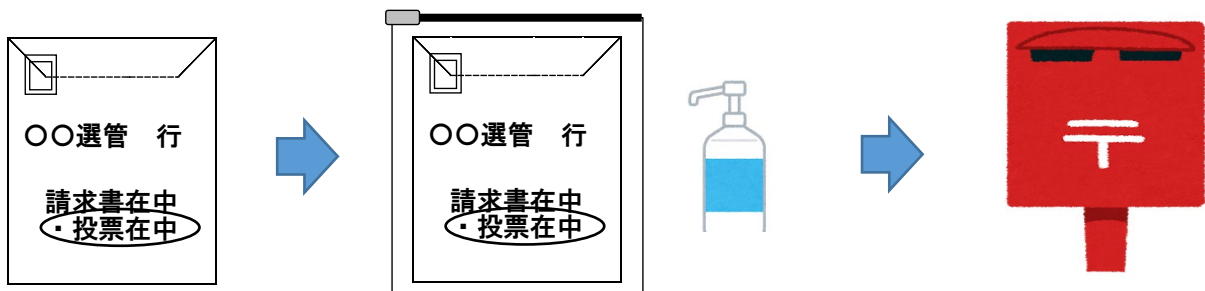
③外封筒を、更に市区町村の選挙管理委員会から交付された返信用封筒に封入し、当該封筒の表面の「投票在中」に○を付けてください。



④返信用封筒を、更に市区町村の選挙管理委員会から交付されたファスナー付きの透明のケース等に封入し、表面をアルコール消毒液を吹きかけて拭きとる等により消毒してください。その上で、同居人、知人等（患者ではない方）に投かんを依頼してください。

※ 日本郵便株式会社からファスナー付きの透明のケース等に入れていただくよう依頼を受けているため、ご協力をお願いします。同居人等へ封筒を渡す際は、ドアの前に置くなど接触しないようにしてください（忘れず速やかに投かんしてください）。同居人等は、必ず作業前後にせっけんでの手洗いやアルコール消毒をするとともに、マスク着用（出来る限り清潔な使い捨てのビニール手袋の着用）をお願いします。

※ 濃厚接触者の方がポストに投かんすることは可能です。ただし、せっけんでの手洗いやアルコール消毒をし、マスクを着用して、他者との接触を避けるようにしてください。



※ 法律上、特定患者等選挙人の方は、特例郵便等投票を行うに当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染の拡大防止に努めなければならないこととされています（特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律第5条）。

期日前投票所について

次回執行される選挙から、下記のとおり期日前投票所を増設するもの。

記

1 設置場所

福岡市立福翔高等学校（南区野多目五丁目 31 番 1 号）【下図参照】

2 設置期間・投票時間

投票日 8 日前の土曜日及び 7 日前の日曜日（2 日間）

午前 10 時から午後 6 時まで

3 投票できる方

南区の選挙人名簿に登録されている方

4 有権者への周知

投票所入場整理券への記載、ホームページなどで周知

【位置図】

